

平成21年3月24日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成20年度3月期）

平成20年度3月期の交通安全対策特別交付金35,273,099千円について、3月24日交付決定し、各都道府県知事あて通知しました（市町村分については、各都道府県を通じて通知）。

なお、現金交付は3月30日の予定です。

連絡先

自治財政局交付税課 吉永課長補佐

代表 03-5253-5111

(内線 3362)

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における人口集中地区人口、交通事故発生件数及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ1:2:1の割合で交付額の算定をする。

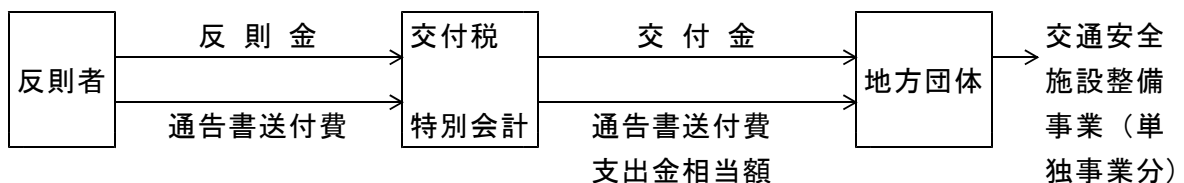
5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート



平成20年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	915	824
2 青森	239	119
3 岩手	267	134
4 宮城	294	326
5 秋田	218	109
6 山形	248	124
7 福島	421	210
8 茨城	548	274
9 栃木	397	198
10 群馬	503	251
11 埼玉	1,103	735
12 千葉	850	561
13 東京	1,982	990
14 神奈川	976	1,173
15 新潟	350	333
16 富山	213	106
17 石川	224	112
18 福井	151	75
19 山梨	173	85
20 長野	426	210
21 岐阜	384	192
22 静岡	634	668
23 愛知	1,157	980
24 三重	332	166
25 滋賀	233	116
26 京都	311	386
27 大阪	1,150	1,130
28 兵庫	858	670
29 奈良	219	108
30 和歌山	188	94
31 鳥取	102	51
32 島根	132	66
33 岡山	453	228
34 広島	406	405
35 山口	254	127
36 徳島	161	80
37 香川	249	124
38 愛媛	275	137
39 高知	141	68
40 福岡	778	873
41 佐賀	202	101
42 長崎	231	116
43 熊本	347	173
44 大分	232	116
45 宮崎	259	128
46 鹿児島	359	179
47 沖縄	197	97
合計	20,741	14,532

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。